

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 157-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 3 年 3 月 31 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

### 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

### 第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

教育総務課・学校教育課

### 第 3 監査の期間

令和 2 年 8 月 25 日（火）、26 日（水）、27 日（木）

### 第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：教育総務課・学校教育課】

区分	内 容	措 置
指導事項	<p><b>1 関係例規の整備について</b></p> <p>下記の例規については、条文と様式に文言の相違や法律等の引用条項に誤り等が見られたので、適正な例規整備に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平戸市学校給食費条例施行規則</li> <li>・平戸市学校運営協議会規則</li> <li>・平戸市英語検定料助成金交付要綱</li> <li>・平戸市学校等適正規模検討委員会要綱</li> </ul>	<p>平戸市学校給食費条例施行規則については、令和3年3月に改正を行いました。</p> <p>以下の規則、要綱については、令和3年度中に改正を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平戸市学校運営協議会規則</li> <li>・平戸市英語検定料助成金交付要綱</li> <li>・平戸市学校等適正規模検討委員会要綱</li> </ul>
	<p><b>2 公有財産の管理について</b></p> <p>学校用地の管理については、土地台帳（簿冊）をもとにデータによる管理がなされているが、地積の数値が相違している。また、一部、現況地積と台帳地積にも相違があるので、平戸市公有財産管理規則に基づく土地台帳（簿冊）の更新を行われたい。</p> <p>一方、未登記用地については、平成29年度の定期監査でも意見として述べていたが、早急に解消するよう対応に努められたい。</p>	<p>土地台帳（簿冊）の地積の数値が相違しているものに関しては、現況地積、台帳地積を確認の上修正を行ってまいります。また、未登記用地については、早期解消に向け努めてまいります。</p>
意見	<p><b>1 関係例規について</b></p> <p>(1) 平戸市教育委員会事務局決裁規程中、財産の取得及び処分に関する決裁権者の決裁金額について、同様の市長部局例規との間で相違が見受けられたので、整合性について検討されたい。</p> <p>(2) 平戸市いじめ等学校問題対策チーム要綱については、守秘義務規定が盛り込まれていないことから、必要性に応じ検討されたい。</p>	<p>平戸市教育委員会事務局決裁規程中、財産の取得及び処分に関する決裁権者の決裁金額について、市長部局の例規に合わせ改正を行います。</p> <p>平戸市いじめ等学校問題対策チーム要綱については、運営母体となる平戸市生徒指導推進協議会委員の中から選任されており、同要綱第3条で守秘規定が盛り込まれているため不要と考えております。</p>
	<p><b>2 行政財産から普通財産への編入について</b></p> <p>廃校に伴い行政財産から編入が行われた普通財産の管理については、平戸市公有財産管理規則第9条第3項をもって引き続き教育委員会ではなされ</p>	<p>関係部局と協議し、適正な財産管理に努めてまいります。</p>

<p>ている。</p> <p>しかしながら、現状のまま年数を経過した財産もあり、教育費から修繕料を支出している事例も見受けられる。</p> <p>編入後の普通財産の管理については、所管する担当部署と協議し適切に処せられたい。</p>	
<p><b>3 時間外命令と勤務時間後の在庁時間について</b></p> <p>令和元年度における教育総務課職員の出退勤表による勤務時間後の在庁時間を調査したところ、多い職員で年間 793 時間（うち時間外勤務命令時間 141 時間）となっており、課員の平均でも 623 時間（うち時間外勤務命令時間 119 時間）となっていた。</p> <p>これらの在庁時間中、終業整理時間を勘案しても、時間外勤務を命じられないままの勤務があったことが推測される。</p> <p>年々多様化し、細やかな住民サービスを求められる中、所管課においては、これまで業務の効率化や見直しに鋭意努力されていると思われるが、勤務時間後の在庁時間の削減に向けて、さらなる業務の見直しや時間外勤務命令の申請及び認定を明確にするなどして適切な対応に努められたい。</p>	<p>各職員の時間外勤務削減に向け、業務の効率化や見直しを行っているところです。</p> <p>時間外勤務命令についても、適正な処理を行ってまいります。</p>